



秋田県公報

目 次

告示	ページ
○市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(七一・分権改革推進室)……………	1
○特定鳥獣保護管理計画の策定のための公聴会の開催(七十二・自然保護課)……………	4
○臨時種畜検査による種畜証明書の交付(七三・農畜産振興課)……………	4
○保安林の指定の解除(七四・秋田地域振興局農林部)……………	4
○大規模小売店舗の新設に関する届出(七五・商業貿易室)……………	5
○道路区域の変更及び供用開始(七六・道路課)……………	5
○道路区域の変更(七七・道路課)……………	6
○宅地建物取引業法の規定による行政処分(七八・七九・建築住宅課)……………	6
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)二件……………	6
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………	7
○市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(北秋田地域振興局農林部)……………	7
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	7
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)……………	7
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(二〇・生活安全企画課)……………	8

秋田県告示第七十一号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十八年秋田県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年二月六日

秋田県知事 寺田典城

第一一号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 羽後町	平成十八年四月一日
二 北秋田市	平成十九年四月一日

第一一号の次に次の一号を加える。

第一二 条例別表第二に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
横手市、湯沢市、鹿角市、羽後町	平成十九年四月一日

第一二号中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第一三号の次に次の一号を加える。

第一四 条例別表第四の二に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
横手市、湯沢市、鹿角市、羽後町	平成十九年四月一日

第一四号の表に次のように加える。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
四 にかほ市	平成十九年四月一日

第一七号の表に次のように加える。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
三 北秋田市	平成十九年四月一日

第一八号の表に次のように加える。

第一二二号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 秋田市、大館市	平成十七年四月一日
二 横手市	平成十九年四月一日

第一一七号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 北秋田市、羽後町	平成十八年四月一日
二 横手市	平成十九年四月一日

第一一八号の表に次のように加える。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
三 横手市、大館市、湯沢市	平成十九年四月一日

第一二〇号の表に次のように加える。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
五 大館市、にかほ市、藤里町	平成十九年四月一日

第一二二号の表に次のように加える。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
五 大館市、由利本荘市、にかほ市	平成十九年四月一日

第一二二号の次に次の一号を加える。

第一二二の二 条例別表第二十七の二に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
羽後町	平成十九年十月一日

第一二五号の表に次のように加える。

第一第二十九号の表を次のように改める。

三 藤里町	平成十九年四月一日
-------	-----------

第一第三十号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 能代市	平成十八年三月二十一日
二 大館市、大仙市	平成十九年四月一日

第一第三十一号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 能代市	平成十八年三月二十一日
二 大館市	平成十九年四月一日

第一第三十二号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 能代市	平成十八年三月二十一日
二 大館市、大仙市	平成十九年四月一日

第一第三十三号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 能代市	平成十八年三月二十一日
二 大館市、鹿角市、大仙市	平成十九年四月一日

第一第三十三号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 能代市	平成十八年三月二十一日

第一第三十四号の表を次のように改める。

二 大館市、鹿角市、大仙市	平成十九年四月一日
---------------	-----------

第一第三十五号の表に次のように加える。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 能代市	平成十八年三月二十一日
二 大館市、鹿角市、大仙市	平成十九年四月一日

第一第四十号の表に次のように加える。

三 鹿角市	平成十九年四月一日
-------	-----------

第一第四十二号の表を次のように改める。

三 北秋田市	平成十九年四月一日
--------	-----------

第一第四十三号の表に次のように加える。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
横手市、大館市、鹿角市、 潟上市、大仙市、北秋田市、 藤里町、五城目町、羽後町	平成十九年四月一日

第一第四十三号の表に次のように加える。

三 大館市、藤里町	平成十九年四月一日
-----------	-----------

第一第四十三号の次に次の一号を加える。
四十三の二 条例別表第四十六の三に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市、横手市、大館市、 藤里町、三種町、羽後町	平成十九年四月一日

第一第四十四号の表に次のように加える。

五 大館市	平成十九年四月一日
-------	-----------

第一第四十五号の表に次のように加える。

五 大館市	平成十九年四月一日
-------	-----------

第一第四十八号の表に次のように加える。

六 藤里町	平成十九年四月一日
-------	-----------

第一第四十九号の表に次のように加える。

五 大仙市	平成十九年四月一日
-------	-----------

第一第五十号の表に次のように加える。

六 由利本荘市、大仙市	平成十九年四月一日
-------------	-----------

第一第五十三号の表に次のように加える。

五 大館市、大仙市	平成十九年四月一日
-----------	-----------

第一第五十四号の表に次のように加える。

五 大館市、鹿角市、潟上市、 大仙市、上小阿仁村、 三種町、五城目町	平成十九年四月一日
--	-----------

第一第五十五号の表に次のように加える。

三 大仙市	平成十九年四月一日
-------	-----------

第一第五十六号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 羽後町	平成十七年四月一日
二 大仙市	平成十九年四月一日

第一第五十七号の表に次のように加える。

三	大館市、大仙市	平成十九年四月一日
---	---------	-----------

第一第五十八号の表に次のように加える。

五	にかほ市、三種町、八峰町	平成十九年四月一日
---	--------------	-----------

第一第五十九号の表に次のように加える。

五	にかほ市、三種町、八峰町	平成十九年四月一日
---	--------------	-----------

第一第六十号の表に次のように加える。

三	横手市	平成十九年四月一日
---	-----	-----------

第一第六十一号の表に次のように加える。

六	秋田市	平成十九年四月一日
---	-----	-----------

第一第六十一号の次に次の一号を加える。

六十一の二 条例別表第六十二の二に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
大仙市、藤里町、五城目町、羽後町	平成十九年四月一日

第一第六十四号の表に次のように加える。

四	横手市、大館市、鹿角市	平成十九年四月一日
---	-------------	-----------

第一第六十五号の表一の項中「大館市、」及び「鹿角市、」を削り、三の項を削り、四の項を三の項とする。

第一第六十六号の表に次のように加える。

五	能代市、横手市、大館市、由利本荘市、潟上市	平成十九年四月一日
---	-----------------------	-----------

市、北秋田市、小坂町、八郎潟町、美郷町

第一第六十七号の表に次のように加える。

五	横手市、大館市、湯沢市	平成十九年四月一日
---	-------------	-----------

第一第六十九号の表に次のように加える。

五	大館市、由利本荘市、仙北市、美郷町	平成十九年四月一日
---	-------------------	-----------

第一第七十号の表に次のように加える。

四	大館市、由利本荘市、仙北市、藤里町、美郷町	平成十九年四月一日
---	-----------------------	-----------

第一第七十一号の表に次のように加える。

四	横手市、大館市	平成十九年四月一日
---	---------	-----------

第一第七十四号の表に次のように加える。

三	藤里町	平成十九年四月一日
---	-----	-----------

第一第七十四号の次に次の三号を加える。

七十四の二 条例別表第七十二の四に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
能代市、横手市、にかほ市、三種町	平成十九年四月一日

七十四の三 条例別表第七十二の五に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
能代市、横手市、にかほ市、三種町	平成十九年四月一日

七十四の四 条例別表第七十二の六に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
能代市、横手市、にかほ市、三種町	平成十九年四月一日

第一第七十五号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一 羽後町	平成十八年十月一日
二 大仙市	平成十九年四月一日

第一第七十五号の次に次の二号を加える。

七十五の二 条例別表第七十四に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
由利本荘市、大仙市、にかほ市	平成十九年四月一日

七十五の三 条例別表第七十五に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
由利本荘市、大仙市、にかほ市	平成十九年四月一日

第一第七十六号の表中「羽後町」を「大仙市、羽後町」に、「平成十八年十月一日」を「平成十九年四月一日」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七十六の二 条例別表第七十七に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
由利本荘市、大仙市、にかほ市	平成十九年四月一日

第一第七十七号の次に次の二号を加える。

七十七の二 条例別表第七十八の二に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
大仙市	平成十九年四月一日

七十七の三 条例別表第七十八の三に定める事務

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
大仙市	平成十九年四月一日

第一第七十八号の表に次のように加える。

三 北秋田市	平成十九年四月一日
--------	-----------

第一第七十九号の表に次のように加える。

三 北秋田市	平成十九年四月一日
--------	-----------

第一第八十号の表に次のように加える。

四 大館市、大仙市、北秋田市、藤里町	平成十九年四月一日
--------------------	-----------

第一第八十一号の表に次のように加える。

四 大館市、大仙市、北秋田市、藤里町	平成十九年四月一日
--------------------	-----------

第一第八十二号の表に次のように加える。

四 大館市、大仙市、北秋田市、藤里町	平成十九年四月一日
--------------------	-----------

第二第二十六号の表一の項中「市町村(秋田市、能代市、横手市、鹿角市、大仙市、にかほ市、仙北市、三種町及び八峰町を除く。)」を「男鹿市、由利本荘市、潟上市、北秋田市、町村(三種町及び八峰町を除く。)」に改め、三の項を削り、四の項を五の項とし、五の項を四の項とする。

秋田県告示第七十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)第二条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年二月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 日時 平成十九年三月二日(金)午後一時三十分
- 二 場所 能代市御指南町一番十号 秋田県山本地域振興局庁舎大会議室
- 三 案件 秋田県二ホンザル保護管理計画の策定について
- 四 公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県生活環境文化部自然保護課(電話番号〇一八―八六〇―一六一三)

秋田県告示第七十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定による十八年度臨時種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第八条第二項の規定に基づき、公示する。
平成十九年二月六日

秋田県知事 寺田典城

種畜証明番号	名前前(登録番号)	品種	生年月日		産地	血統		所有者の区分	飼養者の住所氏名
			体高	高		父	母		
H18 秋田県臨時第2号	バインリバー カーンズ ロー キー (1219551154)	ジャージー種	H17.9.7	132.0cm	岩手県	OF	バーバー ロケット グライアー ダッチ スナー	個人有	にかほ市馬場冬師山4番6 土田雄一

秋田県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第

二項の規定により、次の森林林について保安林の指定を解除する。
平成十九年二月六日

秋田県知事 寺田典城

郡市町村	森林の所在場所	全面積	保安林面積	保安林解除面積	指定の目的	解除の理由
大	大字	帳見込み(平方メートル)	見込み(ヘクタール)	見込み(ヘクタール)		

- 二 供用開始の期日 平成十九年二月九日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場
所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	土淵杉山田線	大仙市協和小種字地蔵前二番一地从先から字仲沢三七番一地从先まで			
			B	大仙市協和小種字地蔵前二番一地从先から字仲沢三七番一地从先まで	二一・〇〇〇〇三・五・〇〇	〇・一七六
			A	大仙市協和小種字地蔵前二番一地从先から三七番三地从先まで	八・六〇〇〇三・五・〇〇	〇・二一七
				大仙市協和小種字地蔵前二番一地从先から字仲沢三七番一地从先まで	二一・〇〇〇〇三・五・〇〇	〇・一七六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年二月六日から同月十九日まで

秋田県告示第七十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分をしたので、同法第七十条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 被処分者
 - (一) 名称 有限会社共友不動産
 - (二) 代表者氏名 後 藤 清 司
 - (三) 主たる事務所の所在地 大仙市大曲日の出町一丁目十二番三号

- 四 免許証番号 秋田県知事(一)第六七七号
- (五) 免許年月日 平成十四年五月九日
- 二 処分年月日 平成十九年一月十九日
- 三 処分内容 業務の全部の停止十四日間
- 四 処分の期間 平成十九年二月一日から平成十九年二月十四日まで

- 五 適用条項 宅地建物取引業法第三十四条の二第二項、第三十五
条第一項、第三十七条第三項、第四十六条第二項及び第六十
五条第二項第五号

- 一 被処分者
 - (一) 名称 TWIN.S
 - (二) 代表者氏名 佐々木 長十郎
 - (三) 主たる事務所の所在地 大仙市大曲田町二十番三十八号
 - (四) 免許証番号 秋田県知事(四)第一五一八号
 - (五) 免許年月日 平成十八年十一月十五日
 - 二 処分年月日 平成十九年一月十九日
 - 三 処分内容 業務の全部の停止十四日間
 - 四 処分の期間 平成十九年二月一日から平成十九年二月十四日まで
 - 五 適用条項 宅地建物取引業法第三十四条の二第二項、第三十
五条第一項、第三十七条第三項、第四十六条第二項及び第六十
五条第二項第五号

- (二) 期間 平成十九年二月六日から同月十九日まで
- 秋田県告示七十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条一項の規定に

秋田県告示第七十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分をしたので、同法第七十条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 被処分者
 - (一) 名称 TWIN.S
 - (二) 代表者氏名 佐々木 長十郎
 - (三) 主たる事務所の所在地 大仙市大曲田町二十番三十八号
 - (四) 免許証番号 秋田県知事(四)第一五一八号
 - (五) 免許年月日 平成十八年十一月十五日
 - 二 処分年月日 平成十九年一月十九日
 - 三 処分内容 業務の全部の停止十四日間
 - 四 処分の期間 平成十九年二月一日から平成十九年二月十四日まで
 - 五 適用条項 宅地建物取引業法第三十四条の二第二項、第三十
五条第一項、第三十七条第三項、第四十六条第二項及び第六十
五条第二項第五号

- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の
規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次の

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の
規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次の

- に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
- 平成十九年二月六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城

とおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年一月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケアポート大館
- 三 代表者の氏名 佐 藤 俊 悦
- 四 主たる事務所の所在地 秋田県大館市字館下五十八番地六
- 五 定款に記載された目的

この法人は、介護が必要な高齢者や障害者その他支援を必要とする人々に対して、居宅系介護保険サービスを行い、さらに柔軟敏速に相談や援助するため介護保険では補えないニーズを充足するサービスを提供することで、すべての人々が健やかに安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十九年一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人明るい農村

三 代表者の氏名

児 玉 孝 一

四 主たる事務所の所在地

秋田県山本郡三種町芦崎字入口岱四番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、白神山地から米代川、八郎湖にまで広がる能代山本地域を活動拠点とし、自然や特産品、伝統芸能などの豊かな地域資源を、市民活動や地域密着型情報発信により、保全すると共に利活用を進め、将来を担う子ども達や、高齢者、障がいを抱える方々など住民が、安心して住みやすい魅力ある生活空間を創造する。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公告する。

平成十九年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

大館市釈迦内字稲荷山下百三番地

字釈迦内九十八番地

松木字松木六十四番地

三十八番地二

釈迦内字板子石二十六番地

六番地

沼館字神館六十番地

字神田表百九十二番地三

二 就任理事の住所及び氏名

大館市釈迦内字稲荷山下百三番地

御成町四丁目五番地二十三

釈迦内字釈迦内九十八番地

字板子石二十六番地

松木字松木六十四番地

沼館字神館五十五番地

松木字松木四十二番地

大館市沼館字神田表百九十二番地三

字神館六十番地

三十二番地

退任理事の住所及び氏名

大館市松木字石神三十一番地

沼館字神館五十五番地

就任理事の住所及び氏名

大館市松木字石神三十一番地

沼館字藤無九番地三

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、上小阿仁村からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業（上小阿仁地区中山間地域総合整備事業）計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十九年二月七日から同年三月七日まで

三 縦覧場所 上小阿仁村役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡大川字西屋布八十六番地の二退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公告する。

平成十九年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町大川大川字西屋布八十六番地の二

字小中島五番地

字西屋布百十番地

大川西野字西野百九番地

字百六番地

大川下樋口字屋敷三十四番地

大川石崎字沼田五番地

大川谷地中字原嶋四十六番地

字谷地十七番地の二

島崎 喜明

佐藤 祐治

金子 榮作

鳴崎 茂悦

加藤 光儀

佐藤 重信

就任理事の住所及び氏名

南秋田郡五城目町大川大川字西屋布八十六番地の二

字小中島五番地

字西屋布百十番地

大川西野字西野百七番地

字四ツ屋百八番地

大川下樋口字屋敷三十四番地

大川石崎字沼田五番地

大川谷地中字原嶋四十六番地

字谷地十七番地の二

島崎 喜明

小玉 重博

加藤 昭男

嶋崎 茂悦

加藤 光儀

佐藤 重信

佐藤 市夫

南秋田郡五城目町大川大川字東屋布百六十三番地

大川西野字四ツ屋百番地の四

大川石崎字原嶋六十五番地

大川西野字西野百八番地

大川石崎字家ノ前二十五番地

伊藤 清悦

小玉 賢一

加藤 武男

伊藤 清悦

加藤 武男

- (1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (4) 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (二) ②の資格に係る申請
- (一) ②の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。）により平成十九年二月二十二日（木）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
- 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号〇一八八六〇一七四三）
- (二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=indisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年二月六日（火）から平成十九年三月一日（木）までの期間、（一）の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

- 平成十九年二月六日（火）から平成十九年三月一日（木）までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十九年三月七日（水）午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター
- 五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- 四 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出するもの。
- (七) その他
- 詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
- 七 概要
- Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased: Computing Equipment
2 Time-limit of tender: 1:30 P.M. 7 March, 2007
3 Contact point for the notice: General Administration Center, Bureau of Treasury.

公安委員会告示

Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno,
Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
TEL 018-860-2743

秋田県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、公示する。

平成19年2月6日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
実施期間
平成19年3月12日（月）から同月15日（木）までの4日間
- 2 実施場所
秋田市寺内神屋敷3番1号
秋田県青少年交流センター
- 3 受講定員
30人（定員に達した場合は、申込みの受付を打ち切る。）
- 4 受講資格者
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を保有する者
- 5 受講申込手続
受講申込書
- 6 受付期間
平成19年2月19日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後5時までの間
- 7 受付場所
県内の各警察署
- 8 提出書類
ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
イ 旧資格者証の写し
ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

7 講習手数料

23,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

(1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

(2) 講習には、筆記用具を持参すること。

(3) 各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課（電話018-863-1111内線3043、3044）又は最寄りの警察署生活安全課にお問い合わせること。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄